

資料（２）インセンティブ制度について

評議会及び支部長の意見

(別添)

13東京

支部

意見内容		意見者 (学識、事業主、被保険者、評議会意見、支部長意見)
1. 評価指標の選定		
新たな指標は当然、全国共通の客観的で公平な指標でなければならぬが、各支部の状況（人員などの体制）に違いがあるので、検討中の指標では単純に比較できないのではないか。（東京）	規模や体制が全く違う支部を比べるのは不公平。「数」でなく「率」で測る限り、「率」を1%改善する為に必要な「数」が莫大な東京支部は、いくら努力しても達成できない。このような指標であれば、東京はすっと加算されて高い保険料を払い続けるのではないかと懸念がある。このような指標ではインセンティブ制度の導入には反対である。（東京）	学識経験者 事業主代表
規模が異なる保険者を比べるのは健保組合も同じ（1,000人未満の健保組合もあれば、50万人以上の健保組合もある）なので、そこでの議論で具体的な案が示された段階で協会は参考にするればよいと思う。各支部が保険者機能をどう発揮したのかというスタンスで、支部の保険料率に影響する指標を用意しない。保険者が努力すれば目に見えて改善される指標をつくらべきだ。（東京）	保険料の負担者である被保険者・事業主が、この制度の仕組みを理解・納得できるような配慮することを制度設計の基本とし、加入者の行動変容に加えて保険者と一体となった取組みを評価する指標を採用すべき。 評価指標は公平・公正・客観的・定量的なものとし、支部毎に不合理な偏りがない評価方法とすべき。 各支部の保有する人的・物的パワー（例えば、保健師・管理栄養士の数、採用の困難性、外部委託の可能性、地理的要因等）の公平性を確保すべき。 健診受診率の算定方法は、分母と分子の範囲を一致させて定義することが必須である。 分子が伸びても分母がそれ以上に伸びれば「伸び率」はマイナスとなる為、「伸び率」も指標として公平とは限らない。（東京）	被保険者代表 支部長意見
2. 評価指標の重み付け (特に無し)		

評議会及び支部長の意見

(別添)

13東京 支部

意見内容	意見者 (学識、事業主、被保険者、評議会意見、支部長意見)
3.後期高齢者支援金の加算・減算の方法	学識経験者
協会けんぽの中で、良い支部と悪い支部を無理やり作って、後期高齢者支援金の加算減算の帳尻を合わせようとしているように感じる。(東京)	支部長意見
上記「1.評価指標の選定」で求めた条件が満たされるならば、より多くの支部に加算・減算の効果が及ぶ仕組みが良い。(東京)	支部長意見
4.後期高齢者支援金の加算・減算率	支部長意見
健保組合・共済組合が対象となる加算減算制度の見直しにおいて示された、後期高齢者支援金の加算率を最大2% (協会の平均保険料率換算では約0.04%)とし、段階的に実施する案は、参考になる。(東京)	支部長意見
5.その他	被保険者代表
支部の成績が結果的に被保険者や事業主に保険料として影響して行く。制度導入で保険料率が上がった時、被保険者や事業主に説明できるのか?インセンティブ制度の導入には反対できないのか? (東京)	被保険者代表
協会けんぽの健診受診率は健保組合より悪いので、協会けんぽが現行の制度から外してもらえて良かった。他の保険者との兼ね合いもあるので、協会けんぽだけやらないと思う。(東京)	被保険者代表
現在、厚労省・健保連等で行われている検討会の状況を踏まえて、制度設計をして頂きたい。運用開始時期は、現在の都道府県単位保険料率の激変緩和措置が予定通り平成31年度末で終了してから、とする原案スケジュールに沿って進めて頂きたい。(東京)	支部長意見

全国健康保険協会運営委員会（第83回）議事次第

平成29年3月23日（木）15:00～

アルカディア市ヶ谷 大雪（5階）

〔議題〕

1. 平成29年度の事業計画及び予算（案）について
〔資料1-1【付議】〕
2. インセンティブ制度について
3. その他

〔資料〕

- 資料1-1 平成29年度事業計画及び予算（案）
- 資料1-2 平成29年度事業計画（案）【健康保険事業関係】新旧対照表
- 資料1-3 平成29年度事業計画（案）【船員保険事業関係】新旧対照表
- 資料1-4 収入支出予算（案）の前年度比較
- 資料1-5 業務経費及び一般管理費の内訳（案）
- 資料1-6 平成29年度における各支部の取組について（パイロット事業・支部調査研究事業等）
- 資料2 インセンティブ制度（試行実施）案
- 参考資料1 インセンティブ制度に関するこれまでの運営委員会における主な意見
- 資料3 平成29年度運営委員会の主な議題・スケジュール（案）
- 資料4 東日本大震災及び熊本地震に係る平成29年3月以降の取扱いについて
- 資料5-1 協会けんぽの適用状況の分析
- 資料5-2 協会けんぽの特定健診・保健指導の経年効果分析
- 資料5-3 協会けんぽの都道府県支部別医療費の状況（平成27年度）
- 資料5-4 協会けんぽの都道府県別医療費等のグラフ（平成27年度）
- 資料5-5 医療給付費（激変緩和前）に係る保険料率の推移について
- 資料6 中央社会保険医療協議会等について
- 資料7 保険財政に関する重要指標の動向
- 資料8 第4回協会けんぽ調査研究フォーラム（チラシ）
- 別冊① 各支部の29年度事業計画について
- 別冊② 調査研究報告書（平成28年度）

インセンティブ制度（試行実施）案

【基本的な考え方】

- 現行の後期高齢者支援金の加算・減算制度（以下「加減算制度」という。）は、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）も含めた全保険者を対象としているが、加算・減算となる保険者は限定されており、協会けんぽには加算・減算がなされていない。
- 一方、医療保険制度改革骨子（平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定）においては、この加減算制度について、平成30年度から、「予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直す」と見直されている。
- また、この加減算制度については、加入者の属性や保険者の規模など、保険者ごとに状況が異なる中で、一律の土台で実績を比較することは不適切である等の指摘がなされていた。
- このため、平成30年度からの新たな加減算制度では、母体となる企業等がその従業員を加入者として設立した保険者という点で共通の基盤を持つ健康保険組合と共済組合を対象とする一方、協会けんぽについては、事業所が協会に強制加入しているものであって保険者としての性質が異なることから対象外とされた。
- その上で、日本再興戦略改定2015（平成27年6月30日閣議決定）において、協会けんぽについては、「新たなインセンティブ制度の創設に向けた検討を行う」とされた。
- このように、今回の加減算制度の見直しは、保険者ごとの基盤や特性を踏まえて、それぞれの土台の上で行われるものであるが、インセンティブ制度として実績、努力に報いる設計とする。具体的には、後期高齢者医療制度への拠出金をベースにして、報奨制度とする。

制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

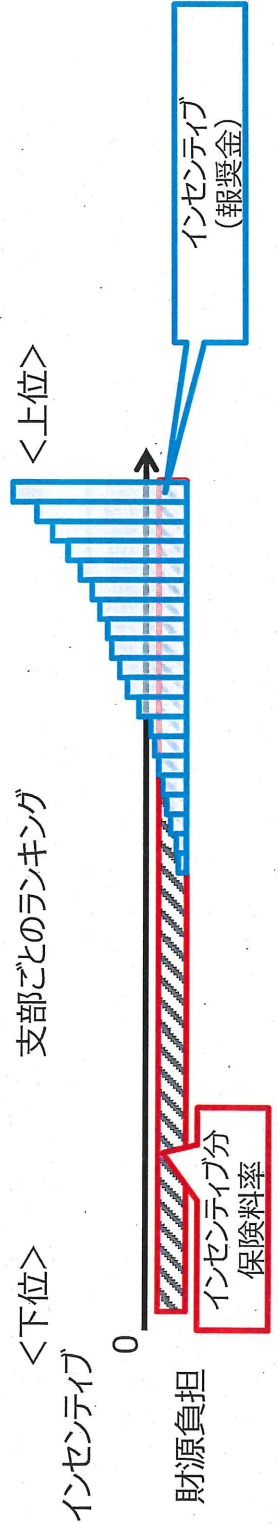
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

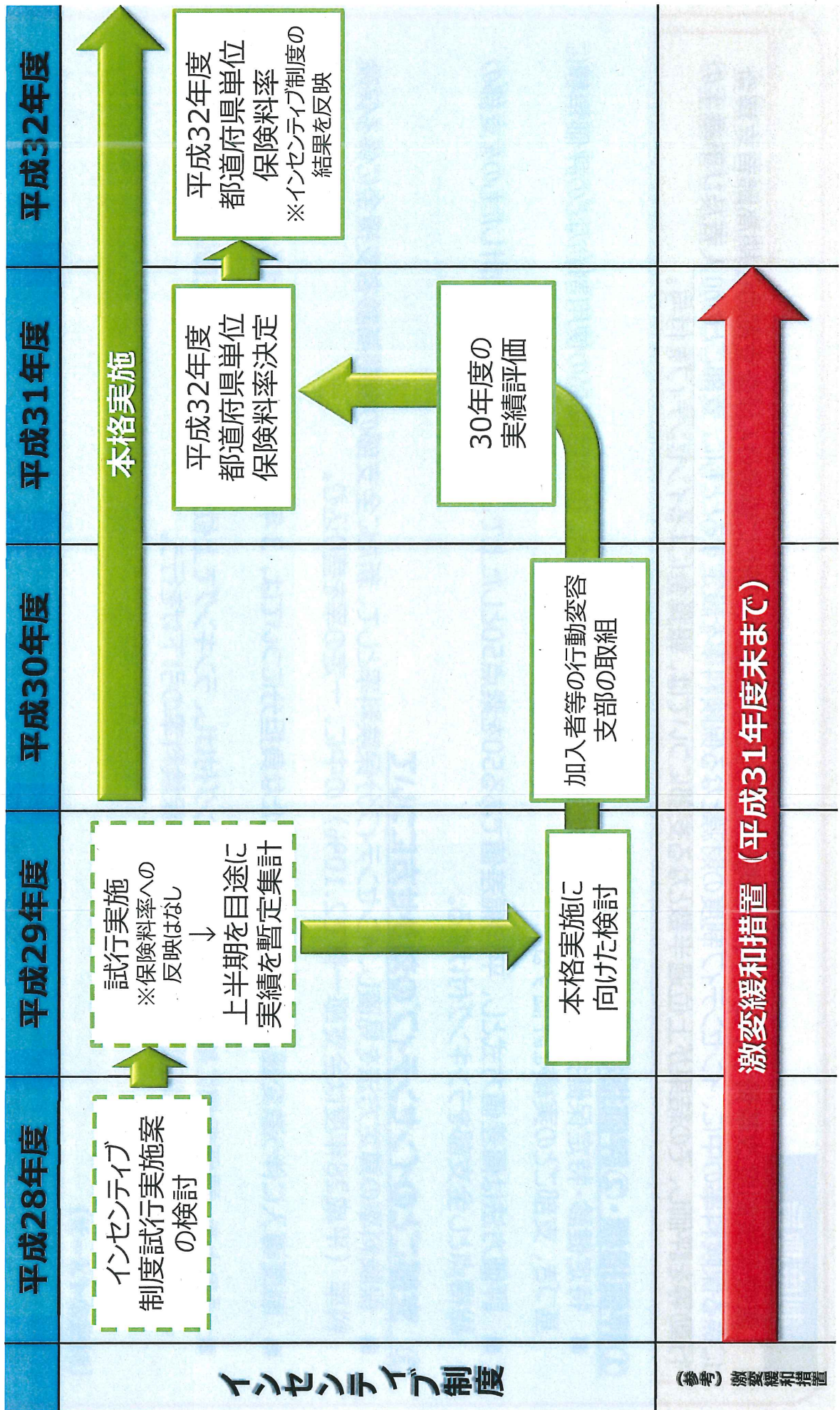
- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率（平成28年度は全支部一律で2.10%）の中に、一定の率を盛り込む。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】



インセンティブ制度の導入スケジュールについて

インセンティブ制度では、平成29年度から試行実施を行う（試行実施の段階では保険料率への反映はしない）。平成30年度から本格実施し、その結果を平成32年度の都道府県単位保険料率に反映する。



インセンティブ制度

(参考) 激変緩和措置

【基本的な考え方】

- 評価指標の選定にあたっての基本的な考え方は以下のとおり。
 - インセンティブ制度は、加入者及び事業主の負担する保険料率に影響を及ぼすため、単に保険者が取組を実施しているか否かといった指標ではなく、加入者や事業主の行動も評価されるものを選定する
 - 制度の公平感や納得感を担保するため、可能な限り定量的指標を選定する
 - 費用対効果やマンパワー等の支部における実施可能性といった点にも配慮する
- また、これらの評価指標の実績値については、既に支部ごとに差が生じている状況にあるが、仮に毎年度の実績値のみで評価を行った場合には、支部ごとの順位が固定化するおそれがあるため、単年度の実績だけでなく、前年度からの実績値の伸び率や数も評価指標とし、それぞれを一定の割合で評価する必要がある。
- さらに、実績値の算出方法については、例えば、支部加入者数を分母とし、分子には、
 - ① 支部加入者のうち健診受診者数
又は
 - ② 支部の都道府県内の健診機関における健診受診者数（他支部加入者が含まれる。）とすることが考えられるが、今回のインセンティブ制度では加入者の負担する保険料率にその結果を反映するため、加入者自らの行動について、自らが加入し、保険料を負担する支部の実績として評価されるよう、①の方法を採用することが適当である。
- 実績の算定期間については、通年ベース（毎年4月～3月）でのデータを用いることが、支部ごとの公平性を担保する観点からも重要である。
- なお、支部ごとの医療費適正化の取組の成果については、医療給付費の抑制を通じて既に現在の保険料率に反映されているが、今回のインセンティブ制度においては、現在の加入者が高齢者となった際の将来的な医療費の適正化に資するという点で後期高齢者支援金に係る保険料率にインセンティブを働かせるものであり、評価の対象が異なるものである。

【具体的な試行実施案】

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。

【本格実施に向けた検討課題】

- ・ 支部ごとの地域的事情も踏まえた指標の検証・見直し
- ・ 指標ごとの結果のばらつきも踏まえた素点の上限值・下限値設定の必要性の検討

※【】は評価指標内での評価割合

<p>1 特定健診等の受診率</p> <p><実績算出方法></p> <p>自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数 + 自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数 + 自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数</p> <p style="text-align: right;">自支部被保険者数 + 自支部被扶養者数</p> <p style="text-align: right;">(%)</p>	
<p>① 特定健診等の受診率【60%】</p> <p>② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】</p> <p>③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】</p>	
<p>2 特定保健指導の実施率</p> <p><実績算出方法></p> <p>自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）</p> <p style="text-align: right;">自支部加入者のうち特定保健指導対象者数</p> <p style="text-align: right;">(%)</p>	
<p>① 特定保健指導の実施率【60%】</p> <p>② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】</p> <p>③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】</p>	

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率

<実績算出方法>

(A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数) + (前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)
(%)

自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

<実績算出方法>

(A)のうち医療機関受診者数

(%)

自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】

② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合

<実績算出方法>

自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量

(%)

後発医薬品のある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量

① 後発医薬品の使用割合【50%】

② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

【基本的な考え方】

- 医療保険制度改革骨子の「予防・健康づくり等に取り組み保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組み」という趣旨を踏まえれば、全ての支部に今回のインセンティブ制度の効果を及ばせ、「頑張った者が報われる」仕組みとする必要がある。
- また、協会けんぽについては新たな加減算制度の対象外となり、他の医療保険者との比較による新たな財源は見込まれないことから、まずは今回のインセンティブ制度の財源となる分について、支部間の公平性の担保にも配慮し、全支部が一律の割合で負担するよう、後期高齢者支援金に係る保険料率の算定方法を見直すこと（インセンティブ制度分保険料率の設定）が適当である。
- 加えて、インセンティブ制度は保険料率に影響を与える新規制度であることに鑑みれば、新たな加減算制度と同様に、3年程度で段階的に負担を導入していくことが必要である。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、報奨金による保険料率の引下げという形でインセンティブを付与することが適当である。
- なお、災害その他やむを得ない事情で適切な評価を行うことが困難である支部については、公平性の観点からも、個別の事情に応じて前述の負担及び保険料率の引下げの適用を除外することが適当である。

【具体的な試行実施案】※試行実施では保険料率への反映は行わないため、あくまで本格実施に向けた考え方の整理

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率（平成28年度は全支部一律で2.10%）の中に、一定の率を盛り込むこととする。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金による段階的な保険料率の引下げを行う。
- 災害その他やむを得ない事情で適切な評価を行うことが困難である支部については、公平性の観点からも、個別の事情に応じた前述べの負担及び保険料率の引下げの適用を除外する。
- (*) インセンティブ分保険料率や保険料率の引下げ幅については、試行実施の結果を踏まえ、指標ごとの得点のばらつきや支部ごとに不合理な差が生じていないかを確認しつつ、保険料を負担する加入者、事業主の納得性にも配慮し、本格実施に向けて検討。

【本格実施に向けた検討課題】

- ・ 3年間（平成30年度～32年度）での段階的実施の状況を踏まえ、インセンティブの効かせ方を含め、制度全体の検証・見直し

インセンティブ制度に関するこれまでの運営委員会における主な意見

- 実効性のある制度とするため、支部の地域性や先進的に取り組んできた支部の実績の評価等をよく勘案して検討を進めるべき。また、実際に支部ごとの数字をあてはめた場合どのようなのかといった資料の提示をお願いしたい。
- 特定健診の結果等が現在の医療費に反映されるのであれば、現行の都道府県単位保険料率とダブルカウントとなる。仮に将来の医療費に影響するという説明であればその根拠が必要となる。特に、後発医薬品使用割合は現在の医療費に反映される指標であり、後期高齢者の医療費に影響する根拠はないのではないか。
- 加入者の保険料が増減するため、加入者の行動や意識で結果が変わり得るものだったのかという観点が重要。また、当事者が加減算の責務を負う必要があり、主体が加入者なのか、企業なのか、県なのか整理が必要。
- インセンティブが付いた支部がよりインセンティブを求め、ペナルティが課せられた支部がそれを脱しようとする仕組みであることから、支部が合理的で納得できる制度であり、努力する手段やペナルティから脱する手段が明確でなければならぬ。
- 現在の医療給付費分とダブルカウントされることは問題と考える。厚生労働省からの発言のとおり、協会なり制度の検討を進めていくべき。また、支部の規模等の都道府県毎の特質や健康に対する歴史的な考え方を慎重に考慮して、改めて提案をいただきたい。

- インセンティブ制度の導入に当たっては、支部や加入者・事業主の取組の全体性を捉えていること、また、インセンティブ制度により協会全体で実績が上があれば外部から評価されることが重要であり、保険者機能強化アクションプランの柱の一つである「医療等の質や効率性の向上」についても評価指標に入れ込むべき。
- 今回のインセンティブ制度は、プラス（減算）だけでなくマイナス（加算）もあるため、評価指標の設定に当たっては慎重に検討すべき。
- インセンティブ制度については、支部評議員から、「先進的な取組みを行っている支部は、伸びしろがない中でどのように評価されるのか」「加減算の原資はどこから捻出するのか」「地域の健康課題が異なる中、求められる支部の取組も異なるのではないか」といった不安の声が出ている。加入者の納得や公平感が必要であり、支部の人員体制等も含めて慎重に検討すべき。
- 社会保険制度という性格上、インセンティブ制度によって取組の実績を保険料率に反映させることは問題があるのではないか。また、支部間の保険料率の差が更に広がる可能性があること、公平感が損なわれることも考えられる。インセンティブ制度の法令上の根拠について説明をお願いしたい。また、保険料率に反映されることから訴訟リスク等も懸念されるが、それに耐えられるのか伺いたい。なお、インセンティブ制度の検討に当たっては、これらの点を最初に整理した上で議論すべきである。